

測量等業務特記仕様書作成要領

1 目的

本要領は、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）について、その適正な履行の確保と成果品の質的向上を図る観点から、測量等業務の共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を記載した特記仕様書の作成に関する基本的事項を定めるものである。

2 対象業務

県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）所管に係る全ての測量等業務について適用する。

3 特記仕様書の定義

測量等業務の特記仕様書は、測量等業務委託契約における設計図書の一つであり、契約の履行を拘束するとともに、共通仕様書を補足し、設計業務等の実施に関し明細又は特別な事項を定める極めて重要なものである。

4 特記仕様書の作成及び留意事項

測量等業務を発注する場合は、原則として特記仕様書を作成しなければならない。また、特記仕様書の作成に当たっては、業務の範囲・内容、貸与資料、設計等の条件等について、発注者としてあらかじめ必要事項を確認しなければならない。

5 記載すべき事項

特記仕様書は、発注者の意図を伝え、また、測量等業務において具体的に実施される内容を記載するものであり、別表に定める標準様式等により、原則として次の事項を記載しなければならない。

- (1) 業務目的・主旨
- (2) 適用範囲
- (3) 業務内容
- (4) 管理技術者等
- (5) 照査技術者及び照査の実施
- (6) 打合せ等
- (7) 資料の貸与及び返却
- (8) 関係官公庁への手続き、協議状況等
- (9) 地元関係者との交渉等
- (10) 成果物の提出
- (11) 設計業務の条件(設計条件、建設副産物・リサイクル、コスト縮減)
- (12) 業務の成果
- (13) 特殊な条件
- (14) 業務カルテ登録方法
- (15) 関連業務
- (16) 疑義等
- (17) 見積り等
- (18) 条件明示チェックシート
- (19) その他

附 則

この要領は、平成 18 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 1 月 4 日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日から適用する。

附則

この要領は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月20日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月16日から適用する。